

令和6年度石川県高度・専門医療人材養成支援事業

補助対象経費

- 研究会等のグループが行う研修セミナー開催等に対する経費
- (1) 研修セミナー等の開催経費（講師謝金・旅費、会場費など）
 - (2) その他特に必要と認める経費

補助要件

(①～⑥の要件を全て満たすこと)

- ① 5疾病5事業、在宅医療及び感染症、または県が重点的に推進したい分野（重点テーマ）における各医療機能の強化や、各医療機能相互の連携体制の強化等を担う高度・専門医療人材の養成を目的とした研究会活動であること
- ② 県内の複数の機関の医師、看護師等で構成され、当該分野の専門家が参加している研究会等のグループであること
- ③ 研究会活動の成果を、一般県民または医療関係者に対する公開セミナーや県開催の成果発表会等で発表すること
- ④ 応募時点で発足している研究会等のグループであること
- ⑤ この補助金の交付を受けて継続15年目以内の事業であること
- ⑥ 補助対象期間は令和6年4月1日から令和7年3月31日までの範囲内とする

補助額

- 100万円を上限として補助（補助率10/10）
- ※ただし、継続11年目以上の事業は補助率1/2以内（自己財源が1/2以上）
- ※申請下限額は原則として10万円とする
- ※予算の範囲内で配分することとし、応募多数の場合は自己財源（会費、参加費等）を確保している事業や、新規の事業、重点テーマに該当する事業等を優先した配分とする

その他

この事業は高度・専門医療人材の養成・確保を目的に、医療従事者による研修セミナー等の開催を支援しており、最終的には会費、参加費等の負担があっても参加したいと思われるような質の高い研修セミナー等となることを期待しています。

そのため、これまで補助を受けたグループが継続して応募することもできますが、継続5年目及び継続10年目となる事業を応募する場合は、これまでの取組内容や成果、今後の計画等をまとめた報告書を提出する必要があります。

なお、事業の見直しを検討しており、次年度以降の補助要件については未定です。継続的に本事業に申請されているグループにおかれましては、自己財源の確保や事業内容の見直しなど、ご検討をお願いいたします。

令和6年度石川県高度・専門医療人材養成支援事業 重点テーマ

令和6年度の重点テーマは下記とし、重点テーマに該当する事業については優先した配分とする。

※重点テーマとして申請されても、下記目的に沿わないと県が判断した場合には重点テーマに該当しない申請として扱うこととする。

重点テーマ	目的
① 救急医療体制に関するもの	医師に対する時間外労働の上限規制の適用により、救急医療体制への影響が想定されるほか、能登半島地震により、能登北部における救急医療体制の確保が課題となるため
② 周産期医療に関するもの	周産期医療提供体制について充実・強化を図るため、産科医師、助産師等の育成や関係団体の連携に取り組む必要があるため
③ 児童・思春期精神医療分野における医療従事者の育成に関するもの	子どもの健やかな成長の促進や保護者の不安の軽減を図るため、児童・思春期の子どもへの診察を担う医療従事者の育成に取り組む必要があるため
④ アドバンス・ケア・プランニング(ACP)の推進に関するもの	多死社会において、本人の意思を尊重した医療やケアを提供するため、ACPの普及や患者を支援する医療従事者の育成に取り組む必要があるため
⑤ 病院薬剤師の育成に関するもの	専門的かつ実践的な知識や技能を持つ、地域に根差した病院薬剤師の確保が求められているため
⑥ 血液の確保や供給に関するもの	若年層の献血離れの状況に加え、災害時にも安全かつ適切な血液製剤等の使用を推進していく必要があるため